

新型インフルエンザに伴う臨時休校措置等の取扱いについて

1 臨時休校措置等の取扱いについて

- (1) 学級閉鎖は、クラスに同時に1割程度以上の感染者が発生した場合に行う
- (2) 学年閉鎖及び臨時休校は、感染状況、学級閉鎖のクラス数等により判断する
- (3) 臨時休校となった場合は、学生寮を閉鎖し全寮生（留学生は除く）を帰宅させる

2 学生寮で感染者が発生した場合の取扱いについて

- (1) 寮内で感染者が発生した場合は、速やかに当該学生を隔離するとともに、保護者に連絡のうえ帰宅させる。
- (2) 各寮において同時に2割程度以上の感染者が発生した場合は、当該寮を閉寮し、当該寮生全員を速やかに帰宅させる。なお、当該寮の閉寮にあたっては、学年閉鎖及び臨時休校等の措置も考慮のうえ判断する。

3 出席停止措置について

- (1) 感染者は出席停止（公欠）とする。期間は発症後1週間程度（解熱後2日間を経過していること。）又は主治医が感染の恐れがないと判断するまでとする。
- (2) 感染者は、出席停止の期間は、他者への感染を防ぐため、マスクの着用等の感染予防措置をとるとともに、外出を自粛する。
- (3) 家族に感染者が発生した場合は、検温するなど健康状態を確認し、感染拡大防止に十分留意のうえ登校すること。

4 課外活動について

- (1) クラブ等の部員に感染者が発生した場合は、発症を確認した日から7日間は、当該クラブの活動（対外試合等）を禁止する。

5 学校への連絡について

- (1) 朝の検温で37.5度以上あるときは、医療機関を受診するとともに自宅待機のうえ、担任もしくは学校（学生課:059-368-1731）に報告する。この場合の欠席は「公欠」とする。
- (2) 上記により「公欠願」を提出するときは、医療機関を受診したことを証明するため、医療費の領収書を添えて提出する。（診断書は不要）

6 感染予防措置について

引き続き、次の予防策（自ら感染しない、人に感染させない）に努めること

- (1) 外出後、食事前のうがい
- (2) 手洗い
- (3) 必要に応じたマスクの着用
- (3) 咳エチケットの徹底